令和６年１月には、「Aleph」のホームページに、約13年半ぶりに改正した「運営規則」を掲載し、団体名を「人格のない社団Aleph」に変更したほか、「賛助会員」と称する制度を新設した。このうち、「賛助会員」と称する制度は、「運営規則」において、「所定の各会費に応じて、別途定める事項の各特典を享受することができる」と規定されているところ、かかる「特典」については、同年５月14日付け「報告書」において、提案権及び投票権なる権利が付与されたとされているものの、その詳細は明らかにされておらず、実質は、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分（以下「受贈与禁止処分」という。）を課された「Aleph」が、その潜脱を企て、在家の構成員から会費名目で金銭を徴収するために新設した制度である可能性があり、在家の構成員から徴収する資金が大幅に減少した「Aleph」が、収入の確保に腐心している状況がうかがえた。

また、同年４月30日、埼玉県八潮市大字大瀬所在の「Aleph」管理下の施設・通称「八潮大瀬施設」（以下「八潮大瀬施設」という。）に対して実施した立入検査において、八潮大瀬施設以外の一部使用禁止施設に所属する出家した構成員を含む約70名の出家した構成員の滞在が確認され、同月29日から同年５月５日までの間の同構成員らの八潮大瀬施設への出入り状況等に鑑みると、この期間、「Aleph」が、同構成員らを対象とした集中セミナーを開催していたことが強く推認されるところ、同立入検査の際、八潮大瀬施設の道場内に設置された「布施箱」の中に現金が投入されている状況が確認されており、受贈与禁止処分下にあって、八潮大瀬施設の道場が資金獲得の場所として使用されていることが判明した。

令和６年９月決定以降も、引き続き、一部使用禁止施設においては在家の構成員を出入りさせることなどは控えている状況が認められる一方で、使用を禁止された施設の道場においては、道場機能をそのまま維持していることが認められることなどから、同所が使用禁止場所ではなくなった場合、出家した構成員や在家の構成員を集めて集中セミナーなどを開催することが極めて容易かつ可能な状況にある。

このほか、「Aleph」は、前記のとおり、令和５年９月決定以降、車両を配備したり、不動産を確保したりしていたところ、近時、同車両を利用した在家の構成員に対する指導が確認されたり、同不動産を維持しつつ、新たに、出家した構成員名義で、従前、同構成員の活動が見られなかった複数の地域において、複数の不動産を確保する動きが確認されたり、一部の幹部構成員が「報告書」に記載された住所地に存する施設に出入りしなくなったりするなど、引き続き、その活動を潜行化させていることが認められる。

また、収益事業の事務所の使用が禁止された施設において、同施設に居住していた出家した構成員が、同施設から退去して新たに物件を賃借した上、同収益事業の会計帳簿を同施設からいずれかに持ち出しておきながら、同帳簿が同施設に存在するものではないこと等を理由として、同施設に対する立入検査として同帳簿の検査に応じないという事案も発生している（なお、収益事業の会計帳簿の保管場所は、「公安審が特に必要と認める事項」として要報告事項であるが、前記３・⑵・イ・(エ)で述べたとおり、「Aleph」はこれを報告していない。）。

さらに、令和６年１月に新設された「賛助会員」と称する制度については、令和８年２月15日付け「報告書」及び同年５月14日付け「報告書」において、「賛助会員」の「特典」の内容について、「賛助会員」のステージに応じた、「賛助会員」による投票を実施し、その投票結果を採用することなどの記載にとどまり、依然として、その詳細は現在に至るまで明らかにされていない。

このように、「Aleph」は、再発防止処分によって道場等の使用が禁止されたことを受け、施設外における活動を活発化させつつあるとともに、再発防止処分によって受贈与禁止処分を課されたことで、令和６年１月に新設した「賛助会員」と称する制度を運用して会費名目での金銭の徴収を図るなど、収入の確保に腐心しているが、「Aleph」が提出する「報告書」に記載された団体の活動に関する意思決定の内容等が不十分であることもあいまって、麻原の二男らが主導する意思決定や「賛助会員」と称する制度の詳細を含め、その活動内容については、依然として、判然としない部分が多く、把握が困難である点で、活動を潜行化させていると認められる。

５　本件一部不報告によって、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められること（法第８条第１項柱書き後段の要件該当性③）

⑴　本件一部不報告自体が、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難な状態を生じさせていること

「Aleph」が本件一部不報告を継続している状況は、過去に無差別大量殺人行為を行い、現在もなおその属性として危険な要素を保持している団体の活動を支える主要な要素である人的・物的・資金的要素や団体の主要な活動に関する事項等を報告させることにより、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度及びその活動状況を継続して明らかにするべく報告義務を課した法の趣旨を没却させるものである。更にいえば、本件一部不報告は、麻原の二男が主導して行った「Aleph」による意図的な行為であることが明らかとなっており、このような行為の介在により、本来「報告書」の記載内容によって、３か月ごとの報告日において容易かつ迅速に把握できるはずの要報告事項が直ちには把握できないばかりか、報告によって示される活動状況を基に、その裏付けを取ったり、それを端緒として更に団体の活動状況を明らかにしたりするための各種調査等を実施することなどもできず、それにより、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度、すなわち無差別大量殺人行為の実行に関連性を有する危険な要素の質的・量的程度やその変化について正確な把握ができないという極めて危険な結果を導くものである。

中でも、麻原の二男及び麻原の妻が役職員及び構成員であることの不報告については、前記のとおり、上命下服の体制を敷く「Aleph」において、「オウム真理教」による無差別大量殺人行為を首謀した麻原と同様に「グル」を自称する実質的支配者の存在やその活動実態等の把握を困難にするものである。また、新越谷施設の所在、用途等の不報告については、麻原の二男が、新越谷施設を拠点として、オンラインの方法による会議を開催し、「Aleph」の組織運営に関わる重要な意思決定に主導的な立場で関与していたり、麻原の妻も同会議に参加して発言していたりしたことに鑑みると、新越谷施設で無差別大量殺人行為に関する謀議がなされていないか等を把握する必要があったにもかかわらず、その実態が明らかになることがなかったという意味において、麻原の二男及び麻原の妻が役職員及び構成員であることの不報告と合わせて、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を正確に把握する上で極めて重要な要素の不報告であるといえる。

したがって、本件一部不報告は、正にそれ自体が「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難な状態を生じさせていると認められる。

⑵　任意調査や立入検査によっても、要報告事項に関する情報の把握が困難であること

ア　任意調査による要報告事項の把握の困難性

そもそも任意調査（法第７条第１項）の場合、調査対象者の協力を得る必要があるなど、その調査方法には限界がある上、「Aleph」は、出家した構成員を「Aleph」管理下の施設に集団居住させ、外部情報等を管理統制するなど、外部との接触を極力排した閉鎖的な居住空間を形成しているところ、構成員に対して、公安調査官の任意調査への協力を拒み、実態を明らかにしないことを徹底するよう組織的に指導している。

したがって、「Aleph」の構成員に対し、要報告事項を把握するための情報や、その把握に資する物件の所在や内容等について質問をしたとしても、回答を得ることが極めて困難であることから、任意調査によって、これらを把握することは困難である。